平成２８年（フ）第１８６７号
東京都町田市山崎町792―３―303
債務者　鈴木　公代（旧姓伊須田・藤田）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８７１号
東京都杉並区和田３丁目60―12―101
債務者　山下　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８７４号
東京都新宿区神楽坂５丁目12
債務者　田口　知己
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８７７号
東京都江戸川区谷河内２丁目12―20―102
債務者　森岡　健太
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８７８号
東京都西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山245―15
債務者　矢作架奈恵
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８８２号
東京都渋谷区恵比寿４丁目７－６－208
債務者　滝田　　清
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８８３号
東京都台東区北上野１丁目11―６　メゾン台東
債務者　上田真太郎
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８８４号
東京都大田区西六郷３丁目29―17―404
債務者　鈴木　清孝
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８８５号
東京都杉並区天沼１丁目38―11
債務者　平川　幸広
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８９５号
東京都大田区西蒲田７丁目23―６―403
債務者　梅森　将史
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８９６号
東京都東大和市清原３丁目１―23―301
債務者　東村　祐樹
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８９９号
東京都北区赤羽北２丁目22―10―1317
債務者　大野　辰夫
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９００号
東京都練馬区石神井町７丁目34―20―205
債務者　松崎　　大
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５号
北海道旭川市７条通８丁目38番地　セントラル７条ビル502号室
債務者　喜多　紀恵
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９号
北海道旭川市永山３条20丁目６番７号　フロンティア永山Ⅱ　101号
債務者　伊藤　智規
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部